

納税・納付

クレジットカードで市税などが納付できるようになりました

選べる納付方法

■クレジットカード納付

10月1日からクレジットカードで市税などが納付できるようになりました。パソコンやスマートフォンなどのカメラ機能で納付書のバーコードを読み取り、クレジットカード決済で納付します。  
 ※決済手数料は本人負担となり、納付金額によって手数料が異なります。  
 ※納付サイトは㈱エフレジが提供する「F-REGI 公金支払い」を利用しています。



■口座振替

金融機関の預貯金口座から自動的に引き落として納付する仕組みです。1つの口座からご家族全員の市税などを納めることもできます。

■スマートフォン決済(アプリ)

スマホ決済用アプリ「Pay B」「PayPay」「LINE Pay」で納付書のバーコードを読み取り、納付します。

■現金

収税課(市役所本庁舎1階)、大井総合支所収納窓口、取扱金融機関(銀行など)、コンビニエンスストアで納付します。

納付方法の詳細は市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



取扱科目 個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料  
 ※介護保険料は、今後開始予定です。

滞納ゼロを目指して～住みよい街づくりのために～

私たちの税金は、防災・ごみ処理・道路設備・福祉サービス・子育て支援・学校教育など、皆さんの暮らしを支える多くのことに使われています。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は病気やけがをしたときの医療費や介護サービス、高額療養費の給付などに使われ「医療の支え」として、私たちの健康を守るための貴重な財源になっています。

市民の皆さんがいつまでも安心して暮らせるように、安全・安心のまちづくりを進め、一人一人が支え合い、一つの家族のような温かいふじみ野市が実現できるよう、市税などの納期内納付にご協力をお願いします。

●納付能力がありながら納付しない悪質な滞納者に対する滞納処分(差押えなど)をしています

本市を含めた県内全ての市町村と県では、10月～12月を「滞納整理強化期間」とし「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を実施しています。大多数の人が納期限までに納付していますが、一部の人は滞納している状況です。市税を滞納してしまうと、きちんと納期限までに納付している人との公平性を欠くだけでなく、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下を招くことにつながります。そのため、自動音声による電話催告や文書催告書を発送して自主納付を促しています。



困ったときには、早めの相談を

特別な事情(災害・疾病・失業など)により納期限内の納付が難しくなった人は、納付相談をご利用ください。市役所の開庁時には随時受け付けていますが、平日に来庁できない人向けに休日の納付相談も実施しています。次回の相談日は10月31日(日)です。

●休日収納相談 日時 毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時15分 場所 収税課、高齢福祉課(市役所本庁舎1階)

※12月の休日収納相談は最終日曜日ではない場合があります。ご注意ください。  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ電話でご相談ください。

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する問合せ●収税課 (TEL049・262・9015)  
 介護保険料に関する問合せ●高齢福祉課 (TEL049・262・9037)

マイナンバー

マイナポイント事業の期限を再延長します

「マイナポイント事業」は、9月30日で終了の予定でしたが、期限を再延長します。ことしの4月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人は、12月末までマイナポイントの申込・決済サービスの利用によるポイント取得が可能になります。これに伴い、市のマイナポイント予約・申込支援窓口を12月28日(火)まで延長します。

詳しくは、総務省のホームページ(QRコード)をご覧ください。

延長期間 10月1日(金)～12月28日(火)  
 開設場所 市民課(市役所本庁舎1階)、大井総合支所  
 開設日 月～金曜日、第2土曜日、最終日曜日  
 時間 午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後7時まで)



◀マイナンバー PR キャラクター「マイナちゃん」

問合せ●情報・統計課 (TEL049・262・9005)

マイナンバー

マイナンバーカードの出張申請サポートを実施します

市職員がマイナンバーカードの申請を希望する市内事業所や地域団体などに出向き、申請に必要な顔写真を撮影し、申請を受け付ける「申請サポート」を実施します。発行されたマイナンバーカードは、郵送で申請者に送付します(要件あり)。詳しくは、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



期間 10月1日(金)～令和5年3月31日(金)  
 時間 平日午前10時～午後3時  
 場所 申込団体や企業に市職員が訪問します  
 対象 市内の事業所・団体で、ふじみ野市に住民登録がある人  
 受付人数 5人以上  
 申込方法 申込書を市民課(市役所本庁舎1階)に提出する  
 ※申込書は市ホームページからダウンロードできます。



問合せ●市民課 (TEL049・262・9018 FAX049・265・0481)

募集

ふじみ野市消費活性化クーポン参加登録店を募集します

ふじみ野市消費活性化クーポンの利用可能店舗を募集します。詳しくは、お問い合わせください。

対象 市内事業所  
 申込期間 来年1月31日(月)まで  
 ※10月15日(金)までにお申し込みいただいた場合は、クーポン券に同封する参加登録店リストに掲載します。16日(土)以降にお申し込みの事業所は、市ホームページなどに随時掲載します。

●ふじみ野市消費活性化クーポンとは  
 長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、苦境に直面する市内事業所での消費拡大を図るため、地域経済の活性化を目的とし、市内全世帯に一人当たり2,000円分配布されるクーポンです。

利用可能期間 12月20日(月)～来年2月28日(月)



問合せ●ふじみ野市商工会 (TEL049・261・3156)